フェイスシート

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 指定相当訪問型サービス |

記入日：令和　年　　月　　日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。

■このチェックシートは、管理者が記載してください。

|  |
| --- |
| 法人名 |
|  |
| 代表者職名・氏名 |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 |  |
| フリガナ |  |
| 事業所名 |  |
| 住所 | （〒２５２－　　　　） |
|  |
| 連絡先 | 電話 |  | FAX |  |
| メールアドレス |  |
| 開設年月日 | 元号　　年　　月　　日 |
| 指定年月日 | 元号　　年　　月　　日 |
| 管理者 |  |

**指定相当訪問型サービス**

|  |  |
| --- | --- |
| 根拠条文略称①規則②指定規則③介護予防支援規則 | 座間市介護予防・日常生活支援総合事業における指定相当訪問型サービス等の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（令和６年座間市規則第２８号）座間市指定介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則（令和３年座間市規則第４４号）座間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成２７年座間市規則第２３号） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **法令遵守責任者はどなたですか** | 氏名： |  |

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅰ | 個別サービスの質に関する事項 |
| 1 | 内容及び手続の説明及び同意 | サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制、事業者及び事業所の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | 規則第8条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 利用申込者又はその家族からの申し出があった場合に文書の交付に代えて、あらかじめ当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を受け、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制、事業者及び事業所の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 2 | 心身の状況等の把握 | 指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況､その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | 規則第13条 |[ ] [ ] [ ]
| 3 | 介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携 | 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | 規則第14条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 4 | 介護予防サービス計画~~等~~に沿ったサービスの提供 | 介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った指定相当通所型サービスの提供を行っていますか。 | 規則第15条 |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 5 | サービスの提供の記録 | 指定相当訪問型サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容及び当該サービスについて法第１１５条の４５の３第３項の規定により利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 | 規則第18条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 指定相当訪問型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 6 | 指定相当訪問型サービスの具体的取扱方針 | 指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | 規則第41条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定相当訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス計画を作成していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 訪問型サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービス提供責任者は、訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービス提供責任者は、訪問型サービス計画を作成した際には、当該訪問型サービス計画を利用者に交付していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 6 | 指定相当訪問型サービスの具体的取扱方針 | 指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 | 規則第41条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていませんか。（身体的拘束等がない場合には「非該当」を選択してください。） |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。（身体的拘束等がない場合には「非該当」を選択してください。） |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 6 | 指定相当訪問型サービスの具体的取扱方針 | サービス提供責任者は、訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行っていますか。 | 規則第41条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービス計画の変更を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

※指定相当訪問型サービスの具体的取り扱い方針は、旧自己点検シートでは「指定相当訪問型サービス計画の作成」という名称でした。

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅱ | 個別サービスの質を確保するための体制に関する事項 |
| 1 | 訪問介護員 | 訪問介護員等（サービス提供責任者を含む。）の員数は、常勤換算方法で２．５以上となっていますか。 | 規則第5条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 訪問介護員全員の資格を資格者証や研修修了証明書により確認していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 2 | サービス提供責任者 | 常勤の訪問介護員等のうち利用者の数が４０又はその端数を増すごとに１人以上の者をサービス提供責任者として配置していますか。※規則第5条第5項の要件を満たす場合は５０又はその端数を増すごとに１人 | 規則第5条 |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 2 | サービス提供責任者 | 常勤換算方法によりサービス提供責任者を配置する場合は、次の要件を満たしていますか。（１）利用者の数が４０人を超える事業所常勤換算方法によりサービス提供責任者を配置する場合、利用者の数を４０で除して得られた数（小数点第１位に切上げた数）以上を配置している。（２）利用者の数が４０人超２００人以下の事業所常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から１を減じて得られる数以上の常勤のサービス提供責任者を配置している。（３）利用者の数が２００人超の事業所常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に２を乗じて３で除して得られた数（１の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置している。※非常勤職員のサービス提供責任者については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の２分の１以上に達していること。 | 規則第5条 |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 2 | サービス提供責任者 | 上記の利用者の数は、前３月の平均値としていますか。 | 規則第5条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 常勤のサービス提供責任者は、次の（１）から（４）以外の職種を兼務していませんか。（基準を満たす場合は可を選択してください。）（１）当該指定相当訪問型サービス事業所の管理者（２）同一敷地内にあり、一体的に運営している指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務（３）障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）の指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護及び移動支援のサービス提供責任者（４）一体的に運営している指定訪問介護の職務 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 2 | サービス提供責任者 | サービス提供責任者は、次の資格のいずれかを有していますか。・介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・その他神奈川県が定めるもの（「訪問介護員の具体的範囲について」で旧１級相当とされているもの）※「訪問介護員の具体的範囲について」は神奈川県ホームページの訪問介護員（ホームヘルパー）のページに掲載。 | 規則第5条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービス提供責任者を利用者の数を５０人又はその端数を増すごとに１人以上配置している場合、次の要件を満たしていますか。（１）常勤のサービス提供責任者を３人以上配置している。（２）サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置している。（３）サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 3 | 管理者 | 管理者は専らその職務に従事する常勤の職員ですか。 | 規則第6条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 兼務している場合は、管理上支障がなく、兼務職務は当該事業所の他の職務、又は他の事業所、施設等の職務ですか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 4 | 受給資格等の確認 | 指定相当訪問型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、事業対象者の該当、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は開始日を確かめていますか。 | 規則第11条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 被保険者証に認定審査会の意見が記載しているかを確認し、当該意見を配慮してサービスを提供していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 5 | 利用料等の受領 | 法定代理受領サービスに該当する指定相当訪問型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定相当訪問型サービスに係る第１号事業支給費用基準額から当該指定相当訪問型サービス事業者に支払われる第１号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。・・・（１） | 規則第19条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 「保険適用」と「保険適用外」に区分した上で、領収書を交付していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 法定代理受領サービスに該当しない指定相当訪問型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定相当訪問型サービスに係る第１号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。・・・（２） |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 上記（１）及び（２）の支払を受ける額のほか、利用者から受けることのできる、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定相当訪問型サービスを行う場合に要した交通費の額以外の支払を受けていませんか。（基準を満たす場合は可を選択してください。） |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 5 | 利用料等の受領 | 上の費用の額に係るサービスの提供に当たっては､あらかじめ､利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。 | 規則第19条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 医療費控除対象となる居宅サービス等と併せて利用する場合に、領収書には医療費控除の対象となる額及び居宅介護支援事業者名を記載していますか。 | (参考）介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（平成12年6月1日老発第509号） |[ ] [ ] [ ]
| 6 | 緊急時等の対応 | 現に指定相当訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | 規則第22条 |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 7 | 運営規程 | 指定相当訪問型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　指定相当訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額⑤　通常の事業の実施地域⑥　緊急時等における対応方法⑦　虐待防止のための措置に関する事項⑧　その他運営に関する重要事項 | 規則第24条 |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 8 | 勤務体制の確保等 | 利用者に対し適切な指定相当訪問型サービスを提供できるよう、指定相当訪問型サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めていますか。 | 規則第26条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 指定相当訪問型サービス事業所ごとに、指定相当訪問型サービス事業所の訪問介護員等によって指定相当訪問型サービスを提供していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会（内部研修及び外部研修の機会）を確保していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 9 | 業務継続計画の策定等 | 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定相当訪問型サービスの提供を継続的に実施し、及び非常の体制における早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じていますか。 | 規則第27条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 10 | 衛生管理等 | 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | 規則第28条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理をしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 10 | 衛生管理等 | 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針（平常時の対策及び発生時の対応）を整備していますか。 | 規則第28条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 11 | 秘密保持等 | 指定相当訪問型サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。（基準を満たす場合は可を選択してください。） | 規則第30条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 当該指定相当訪問型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 12 | 広告 | 指定相当訪問型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。（基準を満たす場合は可を選択してください。） | 規則第31条 |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 13 | 苦情処理 | 提供した指定相当訪問型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | 規則第33条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 14 | 事故発生時の対応 | 利用者に対する指定相当訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、関係する市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | 規則第36条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 利用者に対する指定相当訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 15 | 虐待の防止 | 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 | 規則第37条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 虐待の発生・再発防止のための指針を整備していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年１回以上）に実施していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 上に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅲ | その他の項目 |
| 1 | 提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んではいませんか。 | 規則第9条 |[ ] [ ] [ ]
| 2 | サービス提供困難時の対応 | サービス提供困難時必要な措置を講じていますか。 | 規則第10条 |[ ] [ ] [ ]
| 3 | 要支援認定の申請に係る援助 | 要支援認定を受けていない利用申込者(施行規則第140条の62の4第2号に規定するものを除く。)については、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該要支援認定申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | 規則第12条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前に話されるよう、必要な援助を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 4 | 介護予防サービス計画等の変更の援助 | 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他必要な援助を行っていますか。 | 規則第16条 |[ ] [ ] [ ]
| 5 | 身分を証する書類の携行 | 訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者及びその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | 規則第17条 |[ ] [ ] [ ]
| 6 | 同居家族に対するサービス提供の禁止 | 訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対するサービス提供をしていませんか。（していなければ、可を選択してください。） | 規則第20条 |[ ] [ ] [ ]
| 7 | 利用者に関する市への通知 | 指定相当訪問型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。（該当者がいない場合は非該当を選択してください。）（１）正当な理由なしに指定相当訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。（２）偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 規則第21条 |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 8 | 管理者及びサービス提供責任者の責務 | 管理者は、指定相当訪問型サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っていますか。 | 規則第23条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 管理者は、指定相当訪問型サービス事業所の従業者に「座間市介護予防・日常生活支援総合事業における指定相当訪問型サービス等の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則」の第2章の指定相当訪問型サービスに係る基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービス提供責任者は、指定相当訪問型サービスの利用の申込みに係る調整をしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービス提供責任者は、利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービス提供責任者は、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、指定相当訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報に提供を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 8 | 管理者及びサービス提供責任者の責務 | サービス提供責任者は、サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携をしていますか。 | 規則第23条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービス提供責任者は、訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況について情報を伝達していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービス提供責任者は、訪問介護員等の業務の実施状況を把握していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービス提供責任者は、訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービス提供責任者は、訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービス提供責任者は、その他サービス内容の管理について必要な業務を実施していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 9 | 介護等の総合的な提供 | 入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の支援に偏することを行っていませんか。（偏していなければ「可」を選択してください。） | 規則第25条 |[ ] [ ] [ ]
| 10 | 掲示 | 指定相当訪問型サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は書面にして備え付け、かつ、これをいつでも関係者に閲覧させることができるようにしていますか。 | 規則第29条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項をウェブサイトに掲載していますか。（令和7年3月31日までは「削除」扱い） |  |[ ] [ ] [ ]
| 11 | 介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止 | 介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他他の財産上の利益を供与していませんか。（供与していなければ「可」を選択してください。） | 規則第32条 |[ ] [ ] [ ]
| 12 | 不当な働きかけの禁止 | 介護予防サービス計画の作成または変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員又は居宅要支援被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行っていませんか。（行っていない場合は「可」を選択してください。） | 規則第34条 |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 13 | 地域との連携等 | 提供したサービスの関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力していますか。 | 規則第35条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定相当訪問型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定相当訪問型サービスの提供を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 14 | 会計の区分 | 指定相当訪問型サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | 規則第38条 |[ ] [ ] [ ]
| 15 | 記録の整備 | 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。（１）訪問型サービス計画（２）具体的なサービスの内容等の記録（３）身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（４）市町村への通知に係る記録（17を参照）（５）苦情の内容等の記録（６）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 規則第39条 |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 16 | 指定相当訪問型サービスの基本取扱方針 | 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | 規則第40条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 自らその提供する指定相当訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 指定相当訪問型サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供をしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に参加するよう適切な働きかけを行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 17 | 指定相当訪問型サービスの提供に当たっての留意事項 | 介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定相当訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供にしていますか。 | 規則第42条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組などによる支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

**指定相当訪問型サービス**

※特別地域加算及び中山間地等における小規模事業所加算について、座間市は対象地域外であるため、記載を省略。

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 規則第37条に規定する措置を講じていない場合 |[ ]  該当 |
| 業務継続計画未策定減算 | 規則第27条に規定する基準を満たさない事実が生じた場合 |[ ]  該当 |
| 同一建物減算 | 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者（１月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、サービスを提供した場合。 |[ ]  所定単位の100分の90 |
|  | １月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、サービスを提供した場合。 |[ ]  所定単位の100分の90 |
|  | １月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービスを提供した場合。 |[ ]  所定単位の100分の85 |
|  | 正当な理由なく、指定相当訪問型サービス事業所において、算定日が属する月の６月間に提供した指定相当訪問型サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が１００分の９０以上である事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対してサービスを提供した場合。 |[ ]  所定単位の100分の88 |
| 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算 | 指定相当訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚労告第83号）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供した場合。 |[ ]  該当 |
| 初回加算 | 過去２月間（歴月）の利用実績がない |[ ]  該当 |
|  | サービス提供責任者による初回若しくは初回のサービス提供行った日の属する月におけるサービス提供又は初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供へのサービス提供責任者の同行 |[ ]  該当 |
| 生活機能向上連携加算Ⅰ | サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく指定相当訪問型サービスを行った場合。 |[ ]  該当 |
|  | 初回の当該指定相当訪問型サービスが行われた日の属する月 |[ ]  該当 |
| 生活機能向上連携加算Ⅱ | 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同しておこなっている。 |[ ]  該当 |
| 生活機能向上連携加算Ⅱ | 生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成している。 |[ ]  該当 |
|  | 当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく指定相当訪問型サービスを行った場合。 |[ ]  該当 |
|  | 当該計画に基づく、初回の当該指定相当訪問型サービスが行われた日の属する月以降３月の間 |[ ]  該当 |
| 口腔連携強化加算 | 指定相当訪問型サービス事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科点数表のＣ０００歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関（以下、「連携歯科医療機関」という。）の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている。 |[ ]  該当 |
|  | 次の（１）から（３）について、いずれにも該当していない。 |[ ]  該当 |
|  | （１）他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定している。 |[ ]  該当 |
|  | （２）当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定している。 |[ ]  該当 |
| 口腔連携強化加算 | （３）当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定している。 |[ ]  該当 |
|  | 口腔の健康状態の評価の実施に当たっては、必要に応じて、連携歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談している。なお、連携歯科医療機関は複数でも差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | 口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式6「口腔連携強化加算に係る口腔の健康状態の評価及び情報提供書」等により提供している。 |[ ]  該当 |
|  | 歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行っている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 口腔連携強化加算 | 口腔の健康状態の評価は、それぞれ次に掲げる確認を行っている。イ　開口の状態ロ　歯の汚れの有無ハ　舌の汚れの有無二　歯肉の腫れ、出血の有無ホ　左右両方の奥歯のかみ合わせの状態へ　むせの有無ト　ブクブクうがいの状態（利用者の状況により可能な場合のみ）チ　食物のため込み、残留の有無（利用者の状況により可能な場合のみ） |[ ]  該当 |
|  | 口腔の健康状態の評価を行うに当たり、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」及び「入院（所）中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」等を参考にしている。 |[ ]  該当 |
|  | 必要に応じて、介護支援専門員を通じて主治医にも情報提供など適切な措置をとっている |[ ]  該当 |
|  | サービス担当者会議等を活用し、決定された事業所である |[ ]  該当 |
|  | 当該加算の口腔の健康状態の評価を継続的に実施している |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | 賃金改善の実施について、次の（１）から（８）までに掲げる、全ての要件を満たしている。※（２）は、介護職員等処遇改善加算の算定以前に、旧ベースアップ加算又は、令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月３１日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |[ ]  該当 |
|  | （１）仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てている。※既に処遇改善加算を算定している場合、本要件を満たすために賃金総額を新たに増加させる必要はない。※既に本要件を満たしている事業所においては、新規の取組を行う必要はない。 |[ ]  該当 |
|  | （２）仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施している。または、適用外である。 |[ ]  該当 |
|  | （３）次の①から③までを全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①及び②に定められた整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めのある整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容に応じた任用の要件等（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | ②　①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。 |[ ]  該当 |
|  | ③　①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により③の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | （４）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。　ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術的指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。　イ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①について、全ての介護職員に周知している。 |[ ]  該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | （５）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えありません。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には、次のアからウまでのいずれかに該当する仕組みであること。 |[ ]  該当 |
|  | 　ア　「経験に応じて昇給する仕組み」勤続年数や経験年数などに応じて昇給する仕組みである。 |[ ]  該当 |
|  | 　イ　「資格等に応じて昇給する仕組み」介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図れる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |
|  | 　ウ　「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」実技試験や人事評価などの結果に基づき昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | ②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により②の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | （６）経験技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額４４０万円以上である。（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額４４０万円以上である者を除く。）ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。・　小規模事業所等で、職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合。・　職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額４４０万円まで賃金を引き上げることが困難な場合・　年額４４０万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積に一定期間を要する場合。 |[ ]  該当 |
|  | （７）一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、併設本体事業所において処遇改善加算Ⅰの届出あり、又は特定事業所加算Ⅰ又はⅡに準じる市町村独自の加算を行っている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | （８）①から③の要件を全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えありません。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。※介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予するこことする。 |[ ]  該当 |
|  | ①　職場環境等要件における「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「やりがい・働きがいの醸成」について、区分ごとに２以上の取組を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　ア又はイのいずれかに該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ア　職場環境等要件における「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組み」について、３以上の取組みを実施している。※「厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている」及び「現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している」ことは必須。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | イ　１法人あたり１事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者に限り、「各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施」をしている。 |[ ]  該当 |
|  | ③　職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表している。 |[ ]  該当 |
|  | 処遇改善計画書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 実績報告書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 賃金改善等を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより、職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知している。 |[ ]  該当 |
|  | 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。 |[ ]  該当 |
|  | 労働保険料の納付が適正に行われている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | 賃金改善の実施について、次の（１）から（７）までに掲げる、全ての要件を満たしている。※（２）は、介護職員等処遇改善加算の算定以前に、旧ベースアップ加算又は、令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月３１日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |[ ]  該当 |
|  | （１）仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てている。※既に処遇改善加算を算定している場合、本要件を満たすために賃金総額を新たに増加させる必要はない。※既に本要件を満たしている事業所においては、新規の取組を行う必要はない。 |[ ]  該当 |
|  | （２）仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施している。または、適用外である。 |[ ]  該当 |
|  | （３）次の①から③までを全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①及び②に定められた整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めのある整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容に応じた任用の要件等（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | ②　①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。 |[ ]  該当 |
|  | ③　①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により③の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | （４）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。　ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術的指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。　イ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①について、全ての介護職員に周知している。 |[ ]  該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | （５）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には、次のアからウまでのいずれかに該当する仕組みであること。 |[ ]  該当 |
|  | 　ア　「経験に応じて昇給する仕組み」勤続年数や経験年数などに応じて昇給する仕組みである。 |[ ]  該当 |
|  | 　イ　「資格等に応じて昇給する仕組み」介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図れる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |
|  | 　ウ　「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」実技試験や人事評価などの結果に基づき昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により②の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | （６）経験技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額４４０万円以上である。（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額４４０万円以上である者を除く。）ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。・　小規模事業所等で、職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合。・　職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額４４０万円まで賃金を引き上げることが困難な場合・　年額４４０万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積に一定期間を要する場合。 |[ ]  該当 |
|  | （７）①から③の要件を全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。※介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予するこことする。 |[ ]  該当 |
|  | ①　職場環境等要件における「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「やりがい・働きがいの醸成」について、区分ごとに２以上の取組を実施している。 |[ ]  該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | ②　ア又はイのいずれかに該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ア　職場環境等要件における「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組み」について、３以上の取組みを実施している。※「厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている」及び「現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している」ことは必須。 |[ ]  該当 |
|  | イ　１法人あたり１事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者に限り、「各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施」をしている。 |[ ]  該当 |
|  | ③　職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表している。 |[ ]  該当 |
|  | 処遇改善計画書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 実績報告書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | 賃金改善等を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより、職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知している。 |[ ]  該当 |
|  | 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。 |[ ]  該当 |
|  | 労働保険料の納付が適正に行われている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | 賃金改善の実施について、次の（１）から（６）までに掲げる、全ての要件を満たしている。※（２）は、介護職員等処遇改善加算の算定以前に、旧ベースアップ加算又は、令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月３１日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |[ ]  該当 |
|  | （１）仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てている。※既に処遇改善加算を算定している場合、本要件を満たすために賃金総額を新たに増加させる必要はない。※既に本要件を満たしている事業所においては、新規の取組を行う必要はない。 |[ ]  該当 |
|  | （２）仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施している。または、適用外である。 |[ ]  該当 |
|  | （３）次の①から③までを全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①及び②に定められた整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めのある整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容に応じた任用の要件等（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。 |[ ]  該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | ③　①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により③の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | （４）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。　ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術的指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。　イ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①について、全ての介護職員に周知している。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | （５）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には、次のアからウまでのいずれかに該当する仕組みであること。 |[ ]  該当 |
|  | 　ア　「経験に応じて昇給する仕組み」勤続年数や経験年数などに応じて昇給する仕組みである。 |[ ]  該当 |
|  | 　イ　「資格等に応じて昇給する仕組み」介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図れる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |
|  | 　ウ　「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」実技試験や人事評価などの結果に基づき昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | ②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により②の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | （６）①から②の要件を全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。※介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予するこことする。 |[ ]  該当 |
|  | ①　職場環境等要件における「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「やりがい・働きがいの醸成」について、区分ごとに１以上の取組を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　ア又はイのいずれかに該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ア　職場環境等要件における「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組み」について、２以上の取組みを実施している。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | イ　１法人あたり１事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者に限り、「各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施」をしている。 |[ ]  該当 |
|  | 処遇改善計画書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 実績報告書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 賃金改善等を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより、職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知している。 |[ ]  該当 |
|  | 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。 |[ ]  該当 |
|  | 労働保険料の納付が適正に行われている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | 賃金改善の実施について、次の（１）から（６）までに掲げる、全ての要件を満たしている。※（２）は、介護職員等処遇改善加算の算定以前に、旧ベースアップ加算又は、令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月３１日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |[ ]  該当 |
|  | （１）仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てている。※既に処遇改善加算を算定している場合、本要件を満たすために賃金総額を新たに増加させる必要はない。※既に本要件を満たしている事業所においては、新規の取組を行う必要はない。 |[ ]  該当 |
|  | （２）仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施している。または、適用外である。 |[ ]  該当 |
|  | （３）次の①から③までを全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①及び②に定められた整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めのある整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容に応じた任用の要件等（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。 |[ ]  該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | ③　①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により③の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | （４）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。　ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術的指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。　イ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①について、全ての介護職員に周知している。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | （５）①から②の要件を全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。※介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予するこことする。 |[ ]  該当 |
|  | ①　職場環境等要件における「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「やりがい・働きがいの醸成」について、区分ごとに１以上の取組を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　ア又はイのいずれかに該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ア　職場環境等要件における「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組み」について、２以上の取組みを実施している。 |[ ]  該当 |
|  | イ　１法人あたり１事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者に限り、「各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施」をしている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | 処遇改善計画書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 実績報告書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 賃金改善等を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより、職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知している。 |[ ]  該当 |
|  | 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。 |[ ]  該当 |
|  | 労働保険料の納付が適正に行われている。 |[ ]  該当 |